

建建監 第 8号
令和元 年 7月24日

一般社団法人
京都府建設業協会 様

京都市建設局長 山田 哲士
〔担当 建設企画部監理検査課〕
〔電話 075-222-3548〕

土木請負工事必携等の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

土木請負工事必携（以下「必携」という。）は、土木請負工事における契約書の内容の補完及び施工に当たり必要とする発注者の技術的要求を示すことを目的として、現在、平成30年4月に改定された必携で運用しています。

また、工事請負工事監督・検査諸規定（以下「諸規定」という。）は、土木請負工事の監督・検査に必要な事項を定め、もって工事の適正な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的として、現在、平成28年4月に改訂された諸規定で運用しています。

さて、この度、必携及び諸規程を改定し、令和元年10月から運用することとしましたので通知いたします。

つきましては、貴協会の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、この必携及び諸規定については紙媒体による図書の発行は行いません。監理検査課のホームページからダウンロードのうえ御活用くださいますよう、お願いいたします。

必携及び諸規定等の主な改定概要について

1 改定概要

(1) 工事請負契約書

最新の契約書は行財政局財政部契約課のホームページを確認すること。

(平成31年3月時点の契約書を掲載しているが、随時、内容が見直される。)

(2) 工事関係提出書類の様式

国土交通省における工事関係提出書類の統一化・標準化の取組に基づき、国土交通省が定める様式に合わせ、以下の改定を行った。

ア 既存様式の統一化

国土交通省の様式に合わせて、既存様式の記載項目を統一した。

(請負代金内訳書, 工事打合簿, 支給品受領書, 支給品精算書, 完成通知書, 引渡書 等)

イ 様式の新設

国土交通省の様式に合わせて、新たに様式を定めた。

(指定部分完成通知書, 指定部分引渡書)

ウ 京都市独自様式の簡素化

国土交通省の様式に合わせて、京都市独自様式の簡素化(記載項目の削減)を行った。

(中間検査申請書, 損害発生通知書, 工事事務報告書 等)

エ 請求書

会計室における請求書標準様式等の変更に伴い、請求書様式を改定した

オ その他

土木請負工事監督・検査諸規定に定める様式への移動

(統括安全衛生管理義務者の指名に係る様式)

(3) 土木工事共通仕様書

共通仕様書は、契約図書の一部となるものであり、契約条件を明確化させるものである。

今回は、以下の改定を行った。

ア 時点修正

「道路橋示方書・同解説(平成29年11月)」, 「補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—」等, 最新版の各種法令・技術基準等の適用について改定した。

イ 検査運用見直しに伴う改定

現場中間検査の運用見直しに伴い、技術検査に係る記載を改定した。

(4) 土木請負工事監督・検査諸規定

国土交通省における成績評定基準の標準化の取組に基づき、以下の改定を行った。

ア 考査項目別運用表

「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の一部項目について、国に合わせて表現の適正化、項目削除等の改定を行った。

イ 検査の運用

現場中間検査及び既済部分検査(部分払)について、国に合わせて運用を見直し、これ

に伴って土木請負工事監督・検査要綱及び工事関係書類を改定した。

(7) 現場中間検査

実施要件を見直し、予定価格1億円かつ工期6箇月以上の工事を対象として、1回以上実施することとする。ただし、単純工事（維持、舗装、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しない。

また、既済部分検査を兼ねることができるものとする。

(4) 既済部分検査（部分払）

運用を見直し、既済部分検査（部分払）は給付の確認のみの検査とする。

(5) 「工事設計図書作成マニュアル【特記仕様書編】」

ア ワンデーレスポンス

工事打合簿については、平成20年6月23日付通知「ワンデーレスポンス（即日回答）の取組について」に基づき様式を定めていたが、本通知により変更する。ワンデーレスポンス（即日回答）の取組は引き続き実施し、監督職員間及び発注者・請負者間における意思疎通や情報共有、早期の問題解決が図られるよう留意するものとする。

イ 既済部分検査等

既済部分検査（部分引渡し）について、指定部分を定める記載例を追加した。

ウ 現場中間検査

現場中間検査の運用見直しに伴い、該当箇所の記載を改定した。

2 ホームページでの閲覧及びダウンロード

この土木工事請負必携は、紙媒体による図書の発行は行わない。

京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用されたい。

京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>監督・検査>土木工事の仕様書、様式等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000225021.html>

3 適用

令和元年10月1日以降に施行決定（当初）を起案する土木工事に適用する。

ただし、工事関係提出書類の様式については、情報共有システムを利用する場合に限り、令和2年4月1日までの猶予期間を設け、旧様式の使用も認めることとする。